

平成 27 年

第 2 回市議会定例会 議案第 12 号

函館市学校給食共同調理場条例の一部改正について

函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 19 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

函館市学校給食共同調理場条例（昭和 48 年函館市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中

「函館市潮見中学校親子学校給食共同調理場 函館市青柳町 10 番 7 号  
函館市大川中学校親子学校給食共同調理場 函館市大川町 12 番 38 号」  
「函館市潮見中学校親子学校給食共同調理場 函館市青柳町 10 番 7 号」に

改める。

別表中

|                     |                                     |   |
|---------------------|-------------------------------------|---|
| 函館市潮見中学校親子学校給食共同調理場 | 函館市立潮見中学校<br>函館市立西中学校               | を |
| 函館市大川中学校親子学校給食共同調理場 | 函館市立大川中学校<br>函館市立五稜中学校<br>函館市立桐花中学校 |   |
| 函館市潮見中学校親子学校給食共同調理場 | 函館市立潮見中学校<br>函館市立西中学校               | に |

改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

函館市大川中学校親子学校給食共同調理場を廃止するため